

第2号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物エネルギー消費性能誘導基準の中に新たに誘導仕様基準が追加されたことに伴い、当該誘導仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 総務関係・2 民生関係				別表（第2条関係） 1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係 ～ (6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係				3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係 ～ (6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係			
(略)				(略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面が添付さ	1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面 <u>（以下(7)</u>

改正後		改正前	
<p>炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下同表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>れている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ イ又はロに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合</p> <p>a 住宅部分</p> <p>(a) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準により算出する場合</u> <u>床面積の合計が</u></p>	<p>炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下同表において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。)</u>が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ イ又はロに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合</p> <p>a 住宅部分</p>

改正後				改正前			
			<p>300㎡以内のもの 3 8,000円</p> <p>300㎡を超え2,000㎡ 以内のもの 66,000 円</p> <p>2,000㎡を超え5,000 ㎡以内のもの 125,0 00円</p> <p>5,000㎡を超え10,000 ㎡以内のもの 178,0 00円</p> <p>10,000㎡を超え25,00 0㎡以内のもの 322, 000円</p> <p>25,000㎡を超え50,00 0㎡以内のもの 520, 000円</p> <p>50,000㎡を超えるも の 915,000円</p> <p>(b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300㎡以内のもの ~ 50,000㎡を超える もの (略)</p> <p>b 非住宅部分 (a) <u>省令第10条第1号 イ(2)及びロ(2)に規 定する基準による場 合</u></p>				<p>床面積の合計が 300㎡以内のもの ~ 50,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>b 非住宅部分 (a) <u>建築物全体のエネ ルギーの使用の効率 性その他の性能につ いて、特別な調査又</u></p>

改正後				改正前			
			床面積の合計が300㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの (略) (b) (略) ニ (略)				は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるものにより算出された場合 床面積の合計が300㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの (略) (b) (略) ニ (略)
2	エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積（建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される建築物の部分の床面積を含む。次項において同じ。）に応じ、前項に掲げる金額に相当する額	2	エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積（建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。次項において同じ。）に応じ、前項に掲げる金額に相当する額
3・4	(略)			3・4	(略)		
(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係			
(略)				(略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の	建築物エネルギー消費性能確保	イ (略) ロ その他の場合（工場、倉	1	建築物のエネルギー消費性能の	建築物エネルギー消費性能確保	イ (略) ロ その他の場合（工場、倉

改正後			改正前				
	向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下（9）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	計画に係る適合性判定申請手数料	庫，その他これらに類する用途に供する建築物（以下（9）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「工場等」という。）の場合に限る。） (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下（9）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） (2)（略） ハ（略）	向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下（9）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	計画に係る適合性判定申請手数料	庫，その他これらに類する用途に供する建築物（以下（9）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「工場等」という。）の場合に限る。） (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下（9）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） (2)（略） ハ（略）	
2・3	(略)			2・3	(略)		
4	法第34条第1項	建築物エネルギー	イ（略）	4	法第34条第1項	建築物エネルギー	イ（略）

改正後			改正前		
<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>一消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p><u>(a) 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「誘導仕様基準」という。）による場合</u></p> <p><u>床面積の合計が200㎡以内のもの 20,000円</u></p> <p><u>200㎡を超えるもの 22,000円</u></p> <p>(b) (a)以外の場合</p> <p>床面積の合計が200㎡以内のもの 37,000円</p> <p>200㎡を超えるもの 42,000円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合</p>	<p>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>一消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p>床面積の合計が200㎡以内のもの 37,000円</p> <p>200㎡を超えるもの 42,000円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合</p>

改正後				改正前			
			<p>(a) 全ての住戸が誘導仕様基準による場合 床面積の合計が300㎡以内のもの 37,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のもの 66,000円 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 126,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 181,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 328,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 533,000円 50,000㎡を超えるもの 940,000円</p> <p>(b) (a)以外の場合 床面積の合計が300㎡以内のもの ~ 50,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建</p>				<p>床面積の合計が300㎡以内のもの ~ 50,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建</p>

改正後				改正前			
			50,000㎡を超えるもの(略) b (略)				50,000㎡を超えるもの(略) b (略)
5・6	(略)			5・6	(略)		
7	法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準(以下同表において「仕様基準」という。)による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの 20,000円	7	法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この部において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「仕様基準」という。)による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの 20,000円

改正後				改正前			
			<p>200㎡を超えるもの 22,000円 (b) (略)</p> <p>b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) 全ての住戸がモ デル住宅基準又は仕 様基準による場合</p>				<p>200㎡を超えるもの 22,000円 (b) (略)</p> <p>b 一戸建ての住宅以外 の住宅の場合 (a) 全ての住戸が省 令第1条第1項第2号 イ(2)(ii)及び同号 ロ(2)に規定する基 準(以下この部にお いて「モデル共同住 宅基準」という。) 又は仕様基準による 場合</p>
			<p>床面積の合計が300 ㎡以内のもの ～ 50,000㎡を超えるも の (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築 物に係る基準適合認定申 請である場合 a 住宅部分 (a) 全ての住戸がモ デル住宅基準又は仕 様基準による場合</p>				<p>床面積の合計が300 ㎡以内のもの ～ 50,000㎡を超えるも の (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(2) 住宅建築物以外の建築 物に係る基準適合認定申 請である場合 a 住宅部分 (a) 全ての住戸がモ デル住宅基準、<u>モデ ル共同住宅基準</u>又は 仕様基準による場合</p>
			<p>床面積の合計が300 ㎡以内のもの ～</p>				<p>床面積の合計が300 ㎡以内のもの ～</p>

改正後				改正前			
			50,000㎡を超えるもの (略) (b) (略) b (略)				50,000㎡を超えるもの (略) (b) (略) b (略)
備考				備考			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。				3 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、この表の複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。			
4 消防関係・5 その他共通関係				4 消防関係・5 その他共通関係			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物エネルギー消費性能誘導基準の中に新たに誘導仕様基準が追加されたことに伴い、当該誘導仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る手数料を次のように改める。(下線は追加部分)(別表3建設関係(7)の表 番号1関係)

(単位：円/件)

	延べ面積 (変更認定申請の場合は変更に係る部分の床面積)	適合証 (※1) がある 場合	性能評価書 (※2) がある場合	適合証・性能評価書 がない場合	
				誘導仕様 基準 (※3)	標準的な 方法
一戸建て の住宅	200 m ² 以内	7,000	9,100		40,000
	200 m ² 超	7,500	9,600		45,000
一戸建て の住宅以 外の住宅	300 m ² 以内	12,000		<u>38,000</u>	77,000
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	28,000		<u>66,000</u>	130,000
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	67,000		<u>125,000</u>	228,000
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	104,000		<u>178,000</u>	318,000
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	168,000		<u>322,000</u>	617,000
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	238,000		<u>520,000</u>	1,065,000
	50,000 m ² 超	373,000		<u>915,000</u>	1,958,000

※1 適合証とは、登録住宅性能評価機関により作成された、低炭素建築物に関する技術的基準に適合することを確認した旨を証する書面をいう。

※2 性能評価書とは、登録住宅性能評価機関で設計住宅性能評価を受けた旨を証する書面をいう。

※3 誘導仕様基準とは、外壁、窓等について、必要とされる断熱性能、日射遮蔽性能等を定めた基準をいう。

- (2) 建築物の住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等に係る手数料を次のように改める。(下線は追加部分)

(別表3建設関係(9)の表 番号4関係)

(単位:円/件)

	延べ面積 (変更認定申請の場合は変更に係る部分の床面積)	適合証 (※)が ある場合	適合証がない場合	
			誘導仕様基準 によるもの	左記以外 によるもの
一戸建て の住宅	200 m ² 以内	6,900	<u>20,000</u>	37,000
	200 m ² 超	7,400	<u>22,000</u>	42,000
一戸建て の住宅以 外の住宅	300 m ² 以内	12,000	<u>37,000</u>	74,000
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	28,000	<u>66,000</u>	126,000
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	66,000	<u>126,000</u>	222,000
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	103,000	<u>181,000</u>	310,000
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	165,000	<u>328,000</u>	604,000
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	234,000	<u>533,000</u>	1,045,000
	50,000 m ² 超	368,000	<u>940,000</u>	1,923,000

※ 適合証とは、登録住宅性能評価機関により作成された建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類をいう。

- (3) その他規定の整理

3 施行期日 公布の日

誘導仕様基準のイメージ (国土交通省)

